

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月6日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県規則第9号

### 香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則

香川県立農業大学校学則（昭和59年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入学手続及び入学許可)	(入学手続及び入学許可)
第13条 略	第13条 前条第1項の試験等に合格した者は、校長の指定する日までに、次に掲げる書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。
(1) 保証人及び連帯保証人と連署した誓約書（第2号様式）	(1) 保証人と連署した誓約書（第2号様式）
(2) 略	(2) 略
2 略	2 略
(保証人及び連帯保証人の資格等)	(保証人の資格及び変更等)
第14条 保証人は、保護者又は独立の生計を営む成年者であって、学生の行為について責任を負うことのできるものでなければならない。	第14条 保証人は、独立の生計を営み、学生の身上に関する一切の責任を負うことのできる成年者でなければならない。
2 連帯保証人は、保護者又は独立の生計を営む成年者であって、授業料の納付について連帯保証できるものでなければならない。	2 学生は、保証人が前項の要件を欠いたとき、又は死亡したときは、直ちに、新たに保証人を定めて前条第1項第1号に掲げる誓約書を校長に提出しなければならない。保証人を変更したときも、同様とする。
3 学生は、保証人又は連帯保証人が前2項の要件を欠いたとき又は死亡したときは、直ちに、新たに保証人又は連帯保証人を定めて前条第1項第1号に掲げる誓約書を校長に提出しなければならない。保証人又は連帯保証人を変更したときも、同様とする。	3 学生は、保証人の氏名又は住所の変更があったときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。
4 学生は、保証人又は連帯保証人の氏名又は住所の変更があったときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。	
(卒業証書の授与等)	(卒業証書の授与)
第19条 校長は、前条第1項に規定する卒業の認定をした学生に対し、卒業証書（第5号様式）を授与する。	第19条 校長は、卒業を認定された学生には、卒業証書（第5号様式）を授与する。
2 担い手養成科を卒業した者は、専門士（農業専門課程）と称することができる。	
(修了証書の授与)	(修了証書の授与)

第27条 校長は、前条に規定する修了の認定をした研修生に対し、修了証書（第8号様式）を授与する。

第27条 校長は、修了を認定された研修生には、修了証書（第8号様式）を授与する。

第2号様式（第13条関係）

(日本工業規格A列4番)

香川県証紙欄

(消印してはならない。)

誓 約 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

私は、入学に当たり、大学校の諸規則を守り、学生の本分に従って学業に励むことを誓います。

住 所

電話番号( ) -

ふりがな

氏 名 <sup>印</sup>

( 年 月 日生)

私は、上記の者の貴大学校在学中における行為についての責任を引き受けることを誓います。

保証人

住 所

電話番号( ) -

ふりがな

氏 名 <sup>印</sup>

( 年 月 日生)

本人との続柄

勤 務 先

私は、上記の者の貴大学校在学中における授業料の納付について、連帯保証します。

連帯保証人

住 所

電話番号( ) -

ふりがな

氏 名 <sup>印</sup>

( 年 月 日生)

本人との続柄

勤 務 先

注 1 保証人及び連帯保証人は兼ねることができます。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第13条関係）

(日本工業規格A列4番)

香川県証紙欄

(消印してはならない。)

誓 約 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

住 所

氏 名 <sup>印</sup>

私は、入学に当たり、大学校の諸規則を守り、学生の本分に従って学業に励むことを誓います。

保証人

住 所

本人との関係

氏 名 <sup>印</sup>

この度入学手続をしようとする上記の者については、この誓約を堅く守らせ、同人の在学中における一切の事柄について引き受けることを誓います。

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第19条関係）

第 号	
卒 業 証 書	
校 印	氏 名
	年 月 日生
上記の者は香川県立農業大学校 担い手養成科を卒業したことを証し <u>専門士（農業専門課程）と称することを</u> <u>認めること</u>	
年 月 日	
香川県立農業大学校長 氏 名 印	

第5号様式（第19条関係）

第 号	
卒 業 証 書	
校 印	氏 名
	年 月 日生
上記の者は香川県立農業大学校 担い手養成科を卒業した ことを証する	
年 月 日	
香川県立農業大学校長 氏 名 印	

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第19条第2項及び第5号様式の規定は、同日以後に担い手養成科を卒業した者について適用する。
- 2 改正後の第13条第1項第1号、第14条及び第2号様式の規定は、平成21年4月1日以後に担い手養成科に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。